機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	東京都港区芝公園三丁目一番二十二号	機械保全職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　特級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 四　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験 五　基礎一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 六　基礎二級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成二十七年四月一日

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○環境省令第二十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第五項及び第九項第四号並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第六項及び第十項第三号並びに第二十七条第五項及び第九項第三号の規定に基づき、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

環境大臣　石原　伸晃

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第三号ハ中「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十二条第六号の二において同じ。）」を加える。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号ハ㈡中「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十八条、第二十三条及び第二十四条において同じ。）」を加える。

第十七条第一号ハ㈡中「施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、海岸法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十一号）の施行の日（平成二十六年八月十日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第三十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第一条の規定により、平成二十六年七月十七日付けで次の講習を指定したので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　講習の名称　ＦＪＴＡインストルクトール講習

二　講習を行う法人の名称　一般社団法人日本アルゼンチンタンゴ連盟

三　講習を行う法人の住所　東京都渋谷区恵比寿南一丁目三番七号隅越ビル５Ｆ

四　講習に係る事務を行う事務所の所在地　東京都渋谷区恵比寿南一丁目三番七号隅越ビル５Ｆ

○国家公安委員会告示第三十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十六年七月二十三日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　Ｎ14－42	電動アシスト自転車 ＴＡＳＫＡＬ－ＬＹ26Ｌ	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２－７－17住友芝公園ビル15階
交　Ｎ14－43	折りたたみ式電動アシスト自転車 ＫＨ－ＤＣＹ310	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　Ｎ14－44	折りたたみ式電動アシスト自転車 ＫＨ－ＤＣＹ200	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　Ｎ14－45	パスピュ　タウン ＴＨ26－0003	株式会社アイジュ 富山県砺波市東石丸397番地７
交　Ｎ14－46	パスピュ　アレス ＴＨ26－0005	株式会社アイジュ 富山県砺波市東石丸397番地７
交　Ｎ14－47	ブリヂストンアシスタ Ａ89	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　Ｎ14－48	ヤマハパス Ｘ973	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　Ｎ14－49	ヤマハパス Ｘ977	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○国家公安委員会告示第三十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十六年七月二十三日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司